

特別養護老人ホーム 溪樹園
褥瘡予防対策指針

1. 総則

特別養護老人ホーム 溪樹園（以下「当施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切なケアに努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡予防対策指針を定めるものである。

2. 職員の責務

当施設に勤務する介護等に従事する職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

3. 体制

（1）褥瘡予防対策委員会の設置

ア 目的

当施設内の褥瘡予防対策を効果的に推進するために、当施設に「褥瘡予防対策委員会」を設置する。

イ 褥瘡予防対策委員会の構成

褥瘡予防対策委員会は、次に掲げる者で構成する。（カッコ内は担当分野）

- （ア）施設長（施設全体の管理責任者）
- （イ）看護職員（医療・看護面の管理） ※褥瘡予防対策担当者（委員長）
- （ウ）介護職員（日常的なケアの現場の管理）
- （エ）生活相談員（情報収集）
- （オ）調理員（食事・食品衛生面の管理）
- （カ）管理栄養士（栄養状態の管理、食事・食品衛生面の管理）

（2）褥瘡予防対策担当者

ア 褥瘡予防対策に資するために、褥瘡予防対策担当者を置く。

イ 褥瘡予防対策担当者は施設長が看護職員の中から指名し、看護業務との兼務とする。

ウ 褥瘡予防対策担当者（委員長）には、以下の権限を与えられる。

- (ア) 褥瘡予防対策委員会の議事進行
 - (イ) 褥瘡予防のためのマニュアル等に関する具体的な原案を作成
 - (ウ) 褥瘡発生ハイリスク者の管理を行う
 - (エ) 褥瘡発生ハイリスク者の収集した事例について、調査を行う
 - (オ) 褥瘡発生ハイリスク者以外のリスクを把握し委員会への報告を行う
 - (カ) 褥瘡予防対策に関する職場点検と改善を行う
 - (キ) 褥瘡予防対策に関する情報収集を行う
 - (ク) 褥瘡予防対策に関する研修計画立案を行う
 - (ケ) 褥瘡予防対策に関する施設内調整を行う
 - (コ) 褥瘡発生ハイリスク者の収集した事例の原因分析及び防止対策を、委員会で策定する際のまとめ役を担う
 - (サ) その他の褥瘡予防対策に関する活動（必要な会議等に参加し、褥瘡予防に関する助言・指導など）
 - (シ) 活動内容について委員会に報告を行う
- エ 褥瘡予防対策委員会の業務
- 褥瘡予防対策委員会は、委員長の召集により3か月毎開催し「褥瘡予防」と「褥瘡発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。
- (ア) 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
 - (イ) 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること
 - (ウ) 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
 - (エ) 褥瘡予防のためのマニュアル等の整備に関すること
 - (オ) 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の企画及び実施に関すること
 - (カ) その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

4. 褥瘡予防の手順

(1) 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策担当者は、別に定める基準に規定される褥瘡のハイリスク者を選定し、必要に応じて褥瘡予防のための個別計画を作成し、個別介護サービス計画書に明記するよう介護支援専門員に指示する。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員は、個別の介護サービス計画書に示された褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアル等に従って、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

ア 原因

(ア) 圧迫 … 体圧分散不良による血行障害

- (イ)湿潤 … 発汗・失禁
- (ウ)摩擦・ズレ … ベッドや車椅子上の動き
- (エ)内的要因 … 栄養不良・加齢・むくみ・知覚障害・体動できない人
- イ 発生しやすい部位
 - (ア) 肩甲骨部
 - (イ) 仙骨部
 - (ウ) 大転子部
 - (エ) 坐骨結節部
 - (オ) 踵骨部
- ウ 予防
 - (ア) 栄養 … 十分な栄養を摂る
 - (イ) 除圧 … 長時間の同一体位を避け、予防用具を活用する
 - (ウ) 保清 … 洗浄、清拭を行い清潔に保つ

(3) 褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策担当者は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

5. 褥瘡対策に関する研修

施設長は、あらかじめ褥瘡予防対策委員会において作成された研修計画に従い、介護職員等を対象とした褥瘡予防に関する施設内職員研修・教育を定期的（年2回以上）かつ継続的に実施する。

6. 外部専門家の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が、褥瘡対策についての相談、指導等を積極的に受ける事ができる体制を整備するように努める。

7. その他

(1) 記録の保管

褥瘡予防対策委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は5年間保管する。

(2) 委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

- ア 委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他に漏らしてはならない
- イ 委員は、委員長の許可なく報告書、分析資料、委員会議事録、調査報告書等の褥

瘡に関しての全ての資料を複写してはならない。

ウ 委員は、委員長の許可なく個人に関する褥瘡に係る報告書等とその統計分析資料等を研究、研修で利用してはならない。

(3) 指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル等は褥瘡予防対策委員会において定期的に見直しし、必要に応じて改正するものとする。

(4) 併設施設の準用について

併設のケアハウスアイビーハイツ及び溪樹園デイサービスセンターについても取り扱いを準用するものとする。

附 則

この指針は、平成 19 年 3 月 1 日に策定し、同日から適用する

附 則

この指針は、一部改正し、平成 19 年 5 月 1 日から適用する

附 則

この指針は、一部改正し、平成 22 年 7 月 16 日から適用する